

# 事故災害対策編



# 事故災害対策編

## 目 次

I	航空災害対策	1
第1部	災害予防	1
第1節	情報の収集・連絡体制の整備	1
第2節	通信手段の確保	1
第3節	職員の応急活動体制の整備	1
第4節	防災関係機関の連携体制の整備	1
第5節	捜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備	2
第6節	緊急輸送活動体制の整備	2
第7節	広報・広聴体制の整備	2
第2部	災害応急対策	3
第1節	災害情報の収集・連絡	3
第2節	通信手段の確保	5
第3節	災害対策本部の設置	5
第4節	災害対策本部の組織	5
第5節	職員の非常参集	5
第6節	広域応援の要請等	5
第7節	自衛隊への災害派遣要請	5
第8節	捜索及び消火活動	5
第9節	医療活動	6
第10節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	6
第11節	交通の確保	6
第12節	広報・広聴活動	6
II	鉄道災害対策	7
第1部	災害予防	7
第1節	村内の鉄道施設の現況	7
第2節	情報の収集・連絡体制の整備	7
第3節	通信手段の確保	7
第4節	職員の応急活動体制の整備	7

第5節	防災関係機関の連携体制の整備	7
第6節	救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	8
第7節	広報・広聴体制の整備	8
第8節	鉄道交通環境の整備	8
<b>第2部</b>	<b>災害応急対策</b>	<b>9</b>
第1節	災害情報の収集・連絡	9
第2節	通信手段の確保	12
第3節	災害対策本部の設置	12
第4節	災害対策本部の組織	12
第5節	職員の非常参集	12
第6節	広域応援の要請等	12
第7節	自衛隊への災害派遣要請	12
第8節	医療活動	12
第9節	消火活動	12
第10節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	12
第11節	交通の確保	12
第12節	広報・広聴活動	13
<b>Ⅲ</b>	<b>道路災害対策</b>	<b>14</b>
<b>第1部</b>	<b>災害予防</b>	<b>14</b>
第1節	村の道路施設の現況	14
第2節	道路交通の安全のための情報の充実	14
第3節	道路施設等の整備	15
第4節	情報の収集・連絡体制の整備	15
第5節	通信手段の確保	15
第6節	職員の応急活動体制の整備	15
第7節	防災関係機関の連携体制の整備	15
第8節	救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	16
第9節	緊急輸送活動体制の整備	16
第10節	広報・広聴体制の整備	16
第11節	防災訓練の実施	17
第12節	その他の災害予防	17
<b>第2部</b>	<b>災害応急対策</b>	<b>18</b>
第1節	災害情報の収集・連絡	18
第2節	通信手段の確保	21
第3節	災害対策本部の設置	21
第4節	災害対策本部の組織	21

第5節	職員の非常参集	21
第6節	広域応援の要請等	21
第7節	自衛隊への災害派遣要請	21
第8節	救助・救急活動	21
第9節	医療活動	22
第10節	消火活動	22
第11節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	22
第12節	交通の確保	22
第13節	広報・広聴活動	22
第14節	その他の災害応急対策	22
<b>第3部</b>	<b>災害復旧</b>	<b>23</b>
第1節	災害復旧	23
<b>IV</b>	<b>危険物等災害対策</b>	<b>24</b>
<b>第1部</b>	<b>災害予防</b>	<b>24</b>
第1節	危険物等施設の安全性の確保	24
第2節	情報の収集・連絡体制の整備	24
第3節	通信手段の確保	24
第4節	職員の応急活動体制の整備	24
第5節	防災関係機関の連携体制の整備	25
第6節	救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	25
第7節	緊急輸送活動体制の整備	25
第8節	広報・広聴体制の整備	25
第9節	防災訓練の実施	25
第10節	その他の災害予防	26
<b>第2部</b>	<b>災害応急対策</b>	<b>27</b>
第1節	災害情報の収集・連絡	27
第2節	通信手段の確保	29
第3節	災害対策本部の設置	29
第4節	災害対策本部の組織	29
第5節	職員の非常参集	29
第6節	広域応援の要請等	29
第7節	自衛隊への災害派遣要請	29
第8節	医療活動	29
第9節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	29
第10節	交通の確保	29
第11節	危険物等の大量流出に対する応急対策	30

第12節	避難収容活動	30
第13節	広報・広聴活動	30
第14節	専門知識の活用	30
第15節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	30
第16節	その他の災害応急対策	30
<b>第3部</b>	<b>災害復旧</b>	<b>31</b>
第1節	公共施設の災害復旧	31
第2節	被災中小企業等の復興の支援	31
<b>V</b>	<b>原子力施設事故対策</b>	<b>32</b>
<b>第1部</b>	<b>災害予防</b>	<b>32</b>
第1節	基本方針	32
第2節	情報の収集・連絡体制等の整備	33
第3節	環境放射線モニタリングの実施	33
<b>第2部</b>	<b>災害応急対策</b>	<b>34</b>
第1節	情報の収集・連絡	34
第2節	モニタリング体制の強化	34
第3節	村民等への情報伝達	34
第4節	水道水、飲食物の摂取制限等	35
第5節	風評被害等の未然防止	35
第6節	各種制限措置の解除	35
<b>第3部</b>	<b>災害復旧</b>	<b>36</b>
第1節	風評被害等の影響軽減	36

# I 航空災害対策

## 第1部 災害予防

### 第1節 情報の収集・連絡体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第5節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。)

### 第2節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第1部第2章第6節「通信手段の確保」に準ずる。)

### 第3節 職員の応急活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第7節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。)

### 第4節 防災関係機関の連携体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第8節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。)

## 第5節 搜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備

### 1 搜索活動体制の整備

村は、警察機関、消防機関、自衛隊と連携して、搜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努めるものとする。

### 2 救助・救急活動体制の整備

村は、消防機関、警察機関、自衛隊及び県(危機管理室ほか)と連携して、救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

### 3 消火活動体制の整備

村は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

### 4 医療活動体制の整備

村は、県(薬務課ほか)、日本赤十字社群馬県支部、国立病院及び災害拠点病院と連携して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

《関係資料》資料編：8-1-1 災害拠点病院

8-1-2 村内の医療機関

群馬県地域防災計画(資料編)：9-1 救急用資機材保有状況一覧表

10-10 日本赤十字社群馬県支部救護用資材保有状況一覧表

## 第6節 緊急輸送活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第11節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。)

## 第7節 広報・広聴体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第14節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。)



## 第2部 災害応急対策

### 第1節 災害情報の収集・連絡

#### 1 村における災害情報の収集・連絡

- (1) 村は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに吾妻行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理室）に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡するものとする。
- (2) 県又は消防庁への連絡・報告は、別記様式1「救急・救助事故即報」による。

様式 1

救急・救助事故即報

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
報告機関	
報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

発 生 場 所			
発 生 日 時 ( 覚 知 日 時 )	月 日 時 分 ( 月 日 時 分 )	覚 知 方 法	
事 故 の 概 要			
死 傷 者 等	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 ( 人 )	
	計 人	重 症 人 ( 人 )	中等症 人 ( 人 )
	不明 人	軽 症 人 ( 人 )	
救 助 活 動 の 要 否			
要 救 助 者 数 ( 見 込 )		救 助 人 員	
救 急 ・ 救 助 活 動 の 状 況			
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況			
そ の 他 参 考 事 項			

(注) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。  
 (注) 第1報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入すれば足りること。)

## 第2節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。)

## 第3節 災害対策本部の設置

(風水害・雪害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。)

## 第4節 災害対策本部の組織

(風水害・雪害対策編第2部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。)

## 第5節 職員の非常参集

(風水害・雪害対策編第2部第3章第4節「職員の非常参集」に準ずる。)

## 第6節 広域応援の要請等

(風水害・雪害対策編第2部第3章第5節「広域応援の要請等」に準ずる。)

## 第7節 自衛隊への災害派遣要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第6節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

## 第8節 搜索及び消火活動

### 1 搜索活動

村は、消防機関、警察機関によるヘリコプターなど多様な手段を活用した墜落機又は行方不明機の搜索に協力するものとする。

### 2 消火活動

村は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

《関係資料》資料編：10-1 ヘリポート適地一覧表

群馬県地域防災計画(資料編)：9-1 救急用資機材保有状況一覧表

## 第9節 医療活動

### 1 救護所の設置及び救護班の派遣

- (1) 地理的条件等により医療機関への負傷者の搬送が手間どる場合、村は、事故現場に近い場所に救護所を設置するものとする。
- (2) 村は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県(医務課ほか)に対し、救護班の派遣を要請するものとする。
- (3) 救護班を編成した機関は、その旨を県(医務課ほか)に連絡するものとする。  
村及び災害医療コーディネーター等は、県(医務課ほか)及び地域災害医療対策会議と連携し、救護班の派遣に係る調整を行うとともに救護所の確保を図るものとする。

### 2 村内の医療機関による医療活動

負傷者を受け入れた医療機関は、次の事項に留意して治療に当たるものとする。

- (1) 負傷の状態により、負傷者を他の医療機関に転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- (2) 負傷者の転送に当たっては、必要に応じ、村又は県(消防保安課ほか)等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

### 3 トリアージの実施

負傷者が多数に上るため、救護所又は医療機関において治療の優先順位をつける必要がある場合は、トリアージを行うものとする。

《関係資料》資料編：8-1-1 災害拠点病院  
8-1-2 村内医療機関  
10-1 ヘリポート適地一覧表  
群馬県地域防災計画(資料編)：10-10 日本赤十字社群馬県支部救護用資材保有状況一覧表

## 第10節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

(風水害・雪害対策編第2部第6章第1節「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。)

## 第11節 交通の確保

(風水害・雪害対策編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。)

## 第12節 広報・広聴活動

(風水害・雪害対策編第2部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。)

## II 鉄道災害対策

### 第1部 災害予防

#### 第1節 村内の鉄道施設の現況

村内の鉄道施設の現況は、次表のとおりである。

鉄道路線	線名	駅名
東日本旅客鉄道	吾妻線	袋倉駅、万座・鹿沢口駅、大前駅

#### 第2節 情報の収集・連絡体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第5節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。)

#### 第3節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第1部第2章第6節「通信手段の確保」に準ずる。)

#### 第4節 職員の応急活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第7節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。)

#### 第5節 防災関係機関の連携体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第8節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。)

## 第6節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

### 1 救助・救急活動体制の整備

村は、消防機関、警察機関、自衛隊及び県(危機管理室ほか)と連携して、救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

### 2 医療活動体制の整備

村は、県(薬務課ほか)、日本赤十字社群馬県支部、国立病院及び災害拠点病院と連携して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

### 3 消火活動体制の整備

村は、平常時から消防分団相互間の連携の強化を図るものとする。

《関係資料》資料編：8-1-1 災害拠点病院

8-1-2 村内医療機関

群馬県地域防災計画(資料編)：9-1 救急用資機材保有状況一覧表

10-10 日本赤十字社群馬県支部救護用資材保有状況一覧表

## 第7節 広報・広聴体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第14節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。)

## 第8節 鉄道交通環境の整備

### 1 踏切道の改良の促進

村は、鉄道事業者と連携して、踏切道の構造の改良、踏切保安設備の整備、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

## 第2部 災害応急対策

### 第1節 災害情報の収集・連絡

#### 1 村における災害情報の収集・連絡

- (1) 村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに吾妻行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理室）に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。
- (2) 県又は消防庁への連絡・報告は、別記様式1「救急・救助事故即報」又は別記様式2「火災即報」による。

様式 1

救急・救助事故即報

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
報告機関	
報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

発 生 場 所			
発 生 日 時 ( 覚 知 日 時 )	月 日 時 分 ( 月 日 時 分 )	覚 知 方 法	
事 故 の 概 要			
死 傷 者 等	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 ( 人 )
	計 人	重 症	人 ( 人 )
	不明 人	中 等 症	人 ( 人 )
		軽 症	人 ( 人 )
救 助 活 動 の 要 否			
要 救 助 者 数 ( 見 込 )		救 助 人 員	
救 急 ・ 救 助 活 動 の 状 況			
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況			
そ の 他 参 考 事 項			

(注) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入すれば足りること。)



様式2

火災即報

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
報告機関	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※爆発を除く

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	月 日 時 分 月 日 時 分			
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)	人	死者の生じた理由			
	負傷者 重症	人				
	中等症	人				
	軽症	人				
建物の概要	構造		建物面積			
	階層		延べ面積			
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	棟計棟	焼損面積	建物焼損床面積	m <sup>2</sup>
					建物焼損表面積	m <sup>2</sup>
					林野焼損面積	a
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他		人			
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注)第1報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入すれば足りること。)

## 第2節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。)

## 第3節 災害対策本部の設置

(風水害・雪害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。)

## 第4節 災害対策本部の組織

(風水害・雪害対策編第2部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。)

## 第5節 職員の非常参集

(風水害・雪害対策編第2部第3章第4節「職員の非常参集」に準ずる。)

## 第6節 広域応援の要請等

(風水害・雪害対策編第2部第3章第5節「広域応援の要請等」に準ずる。)

## 第7節 自衛隊への災害派遣要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第6節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

## 第8節 医療活動

(風水害・雪害対策編第2部第5章第2節「医療活動」に準ずる。)

## 第9節 消火活動

村は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

## 第10節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

(風水害・雪害対策編第2部第6章第1節「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。)

## 第11節 交通の確保

(風水害・雪害対策編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。)

## 第12節 広報・広聴活動

(風水害・雪害対策編第2部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。)

## III 道路災害対策

### 第1部 災害予防

#### 第1節 村の道路施設の現況

村内の道路施設の現況は、次表のとおりである。

管 理 者	路 線 名
一般国道(県管理)	一般国道 144 号 一般国道 146 号 一般国道 292 号
主要地方道	59 号草津嬭恋線 94 号東御嬭恋線
一般県道	112 号大前須坂線 235 号大笹北軽井沢線 241 号嬭恋応桑線 466 号牧干俣線
(株)プリンスホテル	鬼押ハイウェイ 万座ハイウェイ
村道、林道	その他村道、林道

#### 第2節 道路交通の安全のための情報の充実

##### 1 気象・地象・水象の情報の収集・伝達

村は、気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、前橋地方気象台と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。

##### 2 異常現象の発見及び情報提供

村は、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

### 第3節 道路施設等の整備

村は、次により道路施設の整備を図るものとする。

- (1) 道路施設の点検を通じ、道路施設の現況の把握に努める。
- (2) 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- (3) 道路施設の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- (4) 道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路整備を計画的かつ総合的に実施する。

### 第4節 情報の収集・連絡体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第5節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。)

### 第5節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第1部第2章第6節「通信手段の確保」に準ずる。)

### 第6節 職員の応急活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第7節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。)

### 第7節 防災関係機関の連携体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第8節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。)

## 第8節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

### 1 救助・救急活動体制の整備

村は、消防機関、警察機関、自衛隊及び県(危機管理室ほか)と連携して、救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

### 2 医療活動体制の整備

村は、県(薬務課ほか)、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関と連携して、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

### 3 消火活動体制の整備

村は、平常時から消防分団相互間の連携の強化を図るものとする。

《関係資料》資料編：8-1-1 災害拠点病院

8-1-2 村内医療機関

群馬県地域防災計画(資料編)：9-1 救急用資機材保有状況一覧表

10-10 日本赤十字社群馬県支部救護用資材保有状況一覧表

## 第9節 緊急輸送活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第11節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。)

## 第10節 広報・広聴体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第14節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。)

## 第11節 防災訓練の実施

### 1 防災訓練の実施

- (1) 村は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図るものとする。
- (2) 村は、県、警察機関、消防機関と相互に連携して、訓練を実施するものとする。

### 2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 村は、県、警察機関、消防機関と連携して訓練を行うに当たり、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

## 第12節 その他の災害予防

### 1 危険物等防除資機材の整備

村は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

### 2 応急復旧活動体制の整備

村は、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

### 3 災害復旧への備え

村は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

### 4 防災知識の普及

村は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

### 5 再発防止対策の実施

村は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

## 第2部 災害応急対策

### 第1節 災害情報の収集・連絡

#### 1 村における災害情報の収集・連絡

- (1) 村は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、県(中之条土木事務所)、消防機関及び警察機関に連絡するものとする。
- (2) 村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに吾妻行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理室)に連絡するものとする。  
また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。
- (3) 県又は消防庁への連絡・報告は、別記様式1「救急・救助事故即報」又は別記様式2「火災即報」による。



様式1

救急・救助事故即報

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
報告機関	
報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

発 生 場 所			
発 生 日 時 ( 覚 知 日 時 )	月 日 時 分 ( 月 日 時 分 )	覚 知 方 法	
事 故 の 概 要			
死 傷 者 等	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 ( 人 )	
	計 人	重 症 人 ( 人 )	中等症 人 ( 人 )
	不明 人	軽 症 人 ( 人 )	
救 助 活 動 の 要 否			
要 救 助 者 数 ( 見 込 )		救 助 人 員	
救 急 ・ 救 助 活 動 の 状 況			
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況			
そ の 他 参 考 事 項			

(注) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入すれば足りること。)

様式2

火災即報

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
報告機関	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※爆発を除く

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	月 日 時 分 月 日 時 分			
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)	人	死者の生じた理由			
	負傷者 重症	人				
	中等症	人				
	軽症	人				
建物の概要	構造		建物面積			
	階層		延べ面積			
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	棟計棟	焼損面積	建物焼損床面積	m <sup>2</sup>
					建物焼損表面積	m <sup>2</sup>
					林野焼損面積	a
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他		人			
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注)第1報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入すれば足りること。)

## 第2節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。)

## 第3節 災害対策本部の設置

(風水害・雪害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。)

## 第4節 災害対策本部の組織

(風水害・雪害対策編第2部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。)

## 第5節 職員の非常参集

(風水害・雪害対策編第2部第3章第4節「職員の非常参集」に準ずる。)

## 第6節 広域応援の要請等

(風水害・雪害対策編第2部第3章第5節「広域応援の要請等」に準ずる。)

## 第7節 自衛隊への災害派遣要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第6節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

## 第8節 救助・救急活動

村は、消防機関、警察機関等からの要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力するものとする。

《関係資料》群馬県地域防災計画(資料編)：9-1 救急用資機材保有状況一覧表

## 第9節 医療活動

(風水害・雪害対策編第2部第5章第2節「医療活動」に準ずる。)

## 第10節 消火活動

村は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

## 第11節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

(風水害・雪害対策編第2部第6章第1節「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。)

## 第12節 交通の確保

(風水害・雪害対策編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。)

## 第13節 広報・広聴活動

(風水害・雪害対策編第2部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。)

## 第14節 その他の災害応急対策

### 1 危険物等による二次災害の防止

村は、危険物等の流出が認められたときは、関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物等による二次災害の防止に努めるものとする。

### 2 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

- (1) 村は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- (2) 村は、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

## 第3部 災害復旧

### 第1節 災害復旧

#### 1 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

村は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

#### 2 復旧予定時期の明示

村は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

## IV 危険物等災害対策

(注) 本編における危険物等の種類は次表のとおりである。

危険物等の種類	
1 消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項で規定する	「危険物」
2 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項で規定する	「火薬類」
3 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条で規定する	「高圧ガス」
4 ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第8項で規定する	いわゆる「都市ガス」
5 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第203号)第2条で規定する	「毒物」及び「劇物」
6 労働安全衛生法施行令別表第1に規定する	「危険物」
7 原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条で規定する	「核燃料物質」及び核燃料物質によって汚染された物
8 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)で規定する	「放射性同位元素」

## 第1部 災害予防

### 第1節 危険物等施設の安全性の確保

#### 1 防災に資する都市計画の推進

村は、県(都市計画課ほか)と連携して、建築物用途の混在を防止するため、工業専用地域等の都市計画を行うものとする。

### 第2節 情報の収集・連絡体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第5節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。)

### 第3節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第1部第2章第6節「通信手段の確保」に準ずる。)

### 第4節 職員の応急活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第7節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。)

## 第5節 防災関係機関の連携体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第8節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。)

## 第6節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

### 1 救助・救急活動体制の整備

村は、消防機関、警察機関、自衛隊及び県(危機管理室ほか)と連携して、救急救助用資機材及び危険物施設から発生する有毒ガスや放射性同位元素、核燃料等からの放射線漏洩に対する救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

### 2 医療活動体制の整備

村は、県(薬務課ほか)、日本赤十字社、災害拠点病院と連携して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

### 3 消火活動体制の整備

- (1) 村は、平常時から消防本部、消防団、自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。
- (2) 村は、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。

《関係資料》資料編：8-1-1 災害拠点病院  
8-1-2 村内医療機関

群馬県地域防災計画(資料編)：9-1 救急用資機材保有状況一覧表

10-10 日本赤十字社群馬県支部救護用資材保有状況一覧表

## 第7節 緊急輸送活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第11節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。)

## 第8節 広報・広聴体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第14節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。)

## 第9節 防災訓練の実施

村は、県が実施する実践的な消火、救助・救急等の訓練に参加するものとする。

## 第10節 その他の災害予防

### 1 防災業務関係者の安全確保

村は、応急対策活動を行う防災要員の安全を確保するため、危険物等の性状に応じた防護マスク、防護服、環境測定機器等防護用資機材の整備に努めるものとする。

### 2 防除活動体制の整備

- (1) 村は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動のための体制の整備に努めるものとする。
- (2) 村は、事業者、消防機関、県(環境保全課ほか)、河川管理者等と連携して、危険物等が河川等に大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材の整備を図るものとする。



## 第2部 災害応急対策

### 第1節 災害情報の収集・連絡

#### 1 村における災害情報の収集・連絡

- (1) 村は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに吾妻行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県消防保安課）に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。
- (2) 県又は消防庁への連絡・報告は、別記様式1「特定事故即報」による。

様式 1

特定事故即報

- 1 危険物等に係る事故  
 事故名 2 原子力災害  
 3 その他特定の事故

第 報

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	年 月 日 時 分
報告機関	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ( )						
発生場所							
事業所名							
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時 鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分				
	( 月 日 時 分)		月 日 時 分				
消防覚知方法	気象状況						
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 R I 7 その他 ( )		物質名				
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ( )						
施設の概要	危険物施設の区分						
事故の概要							
死 傷 者	死者(性別・年齢)	人	負傷者等	人( 人)			
			重症	人( 人)			
			中等症	人( 人)			
			軽症	人( 人)			
消防防災活動状 況及び救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		出場機関	出場人員	出場資機材		
			事業所	自衛防災組織	人		
				共同防災組織	人		
				そ の 他	人		
					消防本部(署)	台 人	
					消 防 団	台 人	
					自 衛 隊	人	
		そ の 他	人				
災害対策本部等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第1報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入すれば足りること。)

## 第2節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。)

## 第3節 災害対策本部の設置

(風水害・雪害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。)

## 第4節 災害対策本部の組織

(風水害・雪害対策編第2部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。)

## 第5節 職員の非常参集

(風水害・雪害対策編第2部第3章第4節「職員の非常参集」に準ずる。)

## 第6節 広域応援の要請等

(風水害・雪害対策編第2部第3章第5節「広域応援の要請等」に準ずる。)

## 第7節 自衛隊への災害派遣要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第6節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

## 第8節 医療活動

(風水害・雪害対策編第2部第5章第2節「医療活動」に準ずる。)

## 第9節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

(風水害・雪害対策編第2部第6章第1節「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。)

## 第10節 交通の確保

(風水害・雪害対策編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。)

## 第11節 危険物等の大量流出に対する応急対策

村は、危険物等が河川等に大量流出した場合、事業者、消防機関、県(環境保全課ほか)、河川管理者等が行う環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置に協力するものとする。なお、その際、関係行政機関等からなる水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用するものとする。

## 第12節 避難収容活動

(風水害・雪害対策編第2部第1章第2節「避難誘導」及び同部第7章第1節「避難場所及び避難所の開設・運営」に準ずる。)

## 第13節 広報・広聴活動

(風水害・雪害対策編第2部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。)

## 第14節 専門知識の活用

避難誘導、救助・救急活動、医療活動、消火活動を実施する各機関は、これらの応急対策活動を安全に、かつ、効果的に実施するため、当該危険物等の性状等について、必要に応じ、事業者や当該危険物等の取扱規制担当官公署等から情報提供を受けるものとする。また、必要に応じ、当該危険物の取扱規制担当官公署等に対し、専門家の派遣を要請するものとする。

## 第15節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

### 1 一般公衆の安全の確保

村は、県(危機管理室ほか)と連携して、事故現場周辺の住民を避難させるなど一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講ずることについて、原災法第20条第3項の規定に基づき国の原子力災害対策本部又は原子力災害現地対策本部から指示を受けたときは、速やかに当該措置を講ずる。

## 第16節 その他の災害応急対策

(風水害・雪害対策編第2部第14章「要配慮者対策」及び第15章「その他の災害応急対策」に準ずる。)

## 第3部 災害復旧

### 第1節 公共施設の災害復旧

#### 1 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

公共施設の管理者は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。

#### 2 復旧予定時期の明確化

公共施設の管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

### 第2節 被災中小企業等の復興の支援

(風水害・雪害対策編第3部第5節「被災中小企業等の復興の支援」に準ずる。)

## V 原子力施設事故対策

### 第1部 災害予防

#### 第1節 基本方針

##### 1 目的

嬭恋村内には、原子力施設（原子力規制委員会が原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第6条の2第1項に基づき定める「原子力災害対策指針」の対象となる原子力施設をいう。以下同じ。）が立地せず、県外に立地する原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」設定の目安となる範囲にも嬭恋村は含まれていない。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故においては、大量の放射性物質が放出され、今までの想定を超える事態が発生している。

本対策では、これらの災害対応を踏まえ、原子力施設において事故が発生した際に備え、村及び県が関係機関等と連携して実施するべき予防対策、応急対策及び復旧対策について必要な事項を定め、村民の不安を解消することを目的とする。

※平成26年12月22日現在、原子力災害対策重点区域設定の目安となる範囲は、実用発電用原子炉に係る原子力施設について、最大でも「原子力施設から概ね30キロメートル」とされている。

##### 2 嬭恋村地域防災計画における本対策の位置づけ

この対策において定めのない事項については「風水害・雪害対策編」によるものとする。

## 第2節 情報の収集・連絡体制等の整備

村は、原子力施設の事故に対し、万全を期すため、国、県、原子力施設が立地する都道府県、原子力事業者等の防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。

## 第3節 環境放射線モニタリングの実施

### 1 関係機関との協力体制の整備

村は、原子力施設事故発生時の県モニタリングに関し、国、原子力事業者、原子力施設が立地する県や環境放射線モニタリング実施機関等と平常時から緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

## 第2部 災害応急対策

### 第1節 情報の収集・連絡

村は、県外に立地する原子力施設において異常事象等が発生した場合、県等から情報を収集し、状況を把握するものとする。

### 第2節 モニタリング体制の強化

#### 1 空間放射線量率モニタリングの強化

村は、空間放射線量率モニタリングの観測データについて、県等から情報を収集し、状況を把握するものとする。

#### 2 下水処理等副次産物の放射性物質検査

村は、県と連携して、下水処理等副次産物の放射性物質検査を実施し、結果を共有する。

### 第3節 村民等への情報伝達

#### 1 村民等への情報伝達活動

- (1) 村は、県や国等と連携して、異常事象等に関する情報を広く村民に向けて提供し、村内における異常事象等に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。
- (2) 村は、市町村防災行政無線及びその他の情報伝達手段により、村民にむけて広く異常事象に関する情報を周知するものとする。



## 第4節 水道水、飲食物の摂取制限等

### 1 水道水の摂取制限等

村(水道事業者)は、原子力災害対策指針の指標や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言、指示に基づき、水道水中の放射性物質が飲食物摂取制限に関する指標を超えた場合、又は乳児に与える場合の食品衛生法に基づく暫定規制値を超えた場合に、県(健康福祉部ほか)から摂取制限及び広報の要請があった場合は、これを実施するものとする。

### 2 農林水畜産物等の採取及び出荷制限

村は、原子力災害対策指針や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質検査の結果に基づき、農林水畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を講じるよう県から要請があった場合は、関係団体、生産者等とともにこれを実施するものとする。

### 3 食料及び飲料水の供給

村は、県(総務部、健康福祉部、農政部ほか)と協力して、風水害対策編第2部第8章の食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動に基づき、関係住民への応急措置を講ずるものとする。

### 4 下水処理等副次産物の利活用について

村は、県(下水環境課、(企)水道課ほか)及び国からの指導・助言、指示及び放射性物質検査に基づき、各処理施設から発生する副次産物の利活用について、搬出制限等必要な措置を講じるものとする。

## 第5節 風評被害等の未然防止

村は、県及び国と相互に連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止のために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を行う。

## 第6節 各種制限措置の解除

村は、県及びその他関係機関と連携して、放射性物質検査の結果及び国が派遣する専門家の判断、国の指示等を踏まえ、水道水・飲食物の摂取制限、農林水畜産物の採取の禁止・出荷制限等、上下水処理等副次産物の搬出制限等の各種制限措置を解除する。

## 第3部 災害復旧

### 第1節 風評被害等の影響軽減

村は、県及び国と相互に連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を引き続き行う。